

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	守山市 (252077)
地域名 (地域内農業集落名)	杉江地区 (杉江)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	73.54 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	73.54 ha
② 田の面積	72.56 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.98 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.38 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.38 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化と減少に伴い後継者の確保が難しい状況にある。こうした中で、一部、入作によって後継者不足を補っているが、ブロックローテーションの調整が難しいことや、農業用施設である用排水路の維持管理(法面の草刈り、泥上げ)は、杉江農地・水・環境保全推進協議会が主体となって行っているものの、参加協力がいないことなどの問題も生じている。また、土地改良事業によって整備されたほ場は標準区画が30aであり、10aに満たない圃場もある。農作業の効率を高めるため圃場の大区画(100a)化が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻、麦、大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
- ・認定農業者に農地の集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、杉江地域における農業者、地域住民を交えて、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- ・農業用施設の維持管理は、多面的機能支払交付金等を活用し、地域住民、農業者が連携して行っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定農業法人)への農地の集積・集約化を基本として進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	85	%	将来の目標とする集積率
			93
			%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・認定農業者やその他農業を担う者が耕作しやすいように、今後集約していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・継続して集落で話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた、農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組
・農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・経営規模の小さな農家であっても、農業を継続したい農家については、できる限り農業を続けてもらう。 ・地域の内外を問わず、農作業に従事する多様な人材の確保に努める。 ・関係機関・団体と連携し、新規就農者の受け入れを積極的に支援し、営農が継続できるよう栽培技術や農業経営の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・経営規模の小さな農家であっても、農業を継続したい農家が農業を継続できるよう、担い手やJA等へ主な基幹作業等の委託を行う。 ・作業の効率化が期待できる防除作業はJA等への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥害の防止に向け、集落による環境点検を定期的に行う。
- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ③世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A002	水稻、小麦、大豆	37.65 ha	ha	水稻、小麦、大豆	40.43 ha	ha	A002	
認農	A061	水稻、小麦、大豆	14.26 ha	ha	水稻、小麦、大豆	17.42 ha	ha	A061	
認農	A009	バラ	5.25 ha	ha	バラ	5.38 ha	ha	A009	
認農	A030	水稻、麦、大豆、野菜	2.36 ha	ha	水稻、麦、大豆、野菜	2.36 ha	ha	A030	
認農	A082	水稻、小麦、大豆	1.19 ha	ha	水稻、小麦、大豆	1.19 ha	ha	A082	
利用者	B296	水稻	1.15 ha	ha	水稻	1.15 ha	ha	B296	
利用者	B341	水稻	0.80 ha	ha	水稻	1.11 ha	ha	B341	
利用者	B325	水稻、小麦、大豆	0.79 ha	ha	水稻、小麦、大豆	0.79 ha	ha	B325	
利用者	B307	水稻、小麦、大豆	0.71 ha	ha	水稻、小麦、大豆	0.71 ha	ha	B307	
利用者	B324	水稻	0.56 ha	ha	水稻	0.56 ha	ha	B324	
認農	A023	水稻、小麦、大豆	0.38 ha	ha	水稻、小麦、大豆	0.38 ha	ha	A023	
認農	A021	水稻、小麦、大豆	0.35 ha	ha	水稻、小麦、大豆	0.35 ha	ha	A021	
認農	A064	水稻、小麦、大豆	0.29 ha	ha	水稻、小麦、大豆	0.29 ha	ha	A064	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		65.74 ha	0 ha		72.12 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)アグリサポートおうみ富士	防除作業	水稻・麦・大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

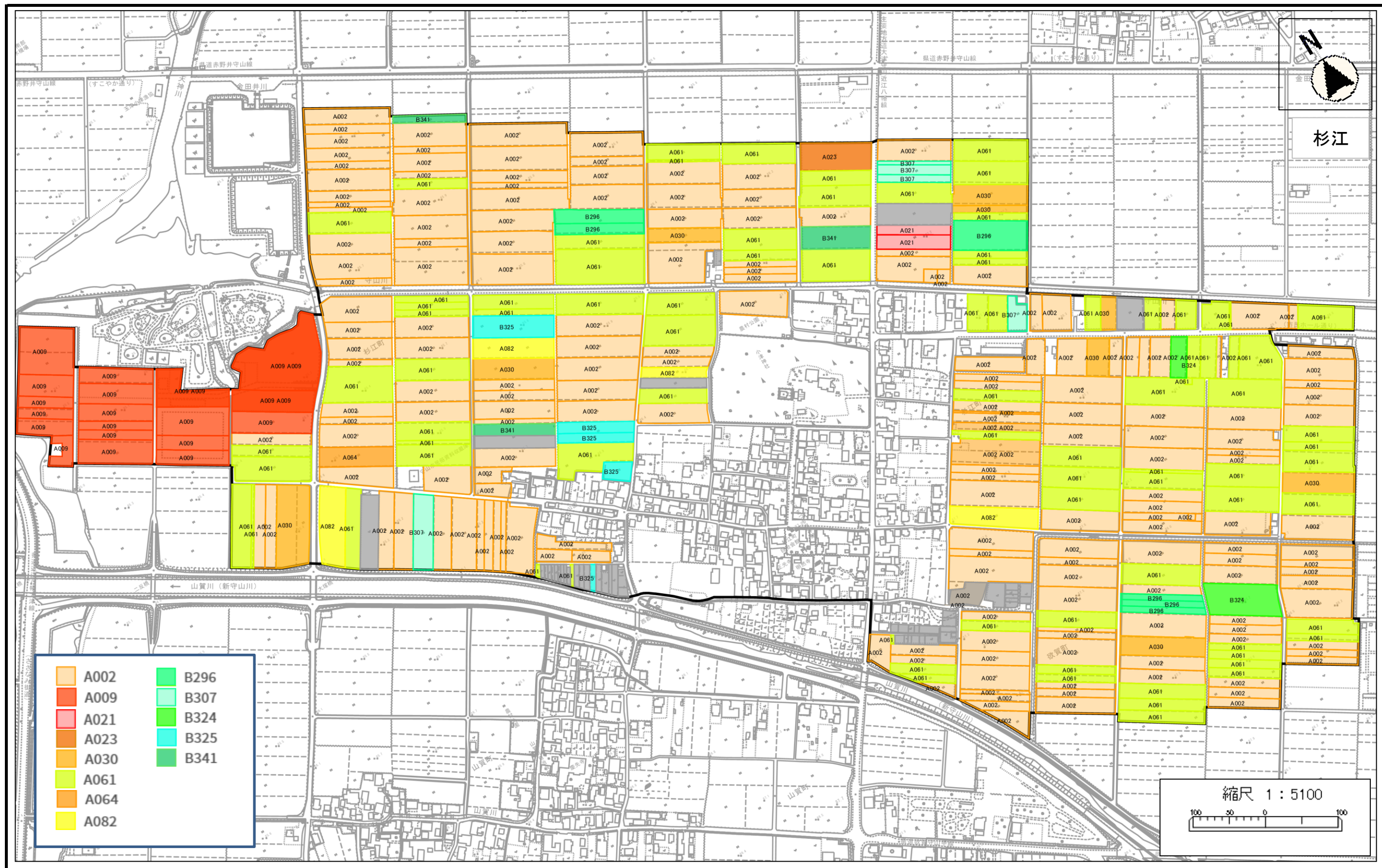
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



注意事項

- ・ 黒い太線は、集落範囲の外周を参考として示しています。
- ・ 耕作者を示す記号の位置は、地図の表記の都合上、農地の位置からずれている場合があります。
- ・ 農業委員会の農地台帳において分筆している農地は、耕作者を示す色が重なって表示される場合があります。